

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月31日
【事業年度】	第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社アドバンスト・メディア
【英訳名】	Advanced Media, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 清幸
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03—5958—1031（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営戦略部長 吉田 一也
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03—5958—1031（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営戦略部長 吉田 一也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第10期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

3【訂正箇所】

訂正箇所は、以下の内容を追加いたします。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

⑦ その他当社定款規定について

(i) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、資本政策の機動的な遂行を目的とするものであります。

(ii) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(iii) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(iv) 剰余金の配当の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款で定めております。